

1. 都道府県単位に変わる健康保険の保険料率

平成 18 年に行われた健康保険法の改正により、平成 20 年 10 月に「全国健康保険協会」(通称:協会けんぽ)が設立され、運営がスタートしています。これまで、中小企業等で働いている従業員やその家族が加入している健康保険(政府管掌健康保険)は、国(社会保険庁)により運営されていましたが、新たに協会けんぽが運営することとなったものです。大きな特徴としては「都道府県別の健康保険料の設定」ですが、いよいよ今年 9 月からの保険料率が設定されました。そもそもなぜ、地域によって保険料率を設定するようになったのでしょうか。

従来、全国一律に設定されていた保険料率では、疾病予防等の地域の取組みにより医療費が低くなったとしても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。そのため、国民健康保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)と同様、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われ、その一環として都道府県単位の保険料率が導入されました。ただし、平成 25 年 9 月までは、都道府県間の料率の差を小さくして保険料率を設定することとなり(激変緩和措置)、全国平均の保険料率との差が 10 分の 1 に調整されています。都道府県ごとの保険料率をみると、長野県が最も低く(8.15%)、北海道(8.26%)が最も高くなっていますが、全体的に見ると、比較的「南高北低」の傾向にあるようです(東京は 8.18%)。なお、健康保険組合の保険料率は、平均で 7.41% です(2009 年度予算早期集計より)。

今後の取扱いですが、都道府県単位の保険料率については、今年の 9 月分(一般の保険者については 10 月納付分、任意継続被保険者については 9 月納付分)から適用されます。

2. パワハラの労災認定 ~ 労災認定基準見直しで企業への影響は? ~

「パワハラが労災認定されるようになった」というニュースを耳にされた方もいらっしゃるかもしれませんが、パワー・ハラスメント略して「パワハラ」とは、一般的には、職権・地位を背景とするいじめや嫌がらせとされていますが、上記の「労災認定されるようになった」とは、先日、厚生労働省がうつ病など精神疾患に係る労災認定を評価する「職場における心理的負荷評価表」の改正を行い、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」などの項目が新たに追加されたことを受けたものです。改正前も「パワハラ」が原因とされる労災の認定がないということではありませんでしたが、新たに業務に起因する精神疾患の評価基準に加えられたということ、この「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」という項目が、3 段階で設定される評価基準の心理的負荷の強度のうち最も高い「強度」が設定されることが注目すべき点と考えられます。

「パワハラ」についての問題としては、労災に係る 0 問題の他、職場で「パワハラ」が認められたにも関わらず放置し、トラブルに発展した場合に、会社にも使用者責任の問題や損害賠償の問題が発生することもあります。

もちろん業務上の注意・指導等の全てが「パワハラ」となりうるということではありませんが、判断基準としては、発言や命令が不当な目的の下にされたものかどうか、「通常の業務命令の範囲」といえる内容を超えたものかどうか、等の観点によることとなります。判例で慰謝料の支払などを命じられたケースでは、懲罰的目的でなされた就業規則全文の書き写し命令や退職強要に応じない労働者に草むしり等の雑用しか与えなかったこと、などがあります。

「パワハラ」問題に関しては、個別労働紛争でも、東京都労働局の発表資料で「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は増加傾向が顕著であり、平成 19 年度は解雇に次いで高い件数(3,317 件)でした。労災の問題もさることながら、労使のトラブルとして注目の度合いが高まっていること、会社としての責任を問われる可能性もあることなど、注意しておきたい問題です。

編集後記

ETC割引の土日 1,000 円を利用して、新潟に小旅行に行ってきました。新潟は今、NHK大河ドラマ「天地人」の舞台とあって、盛り上がっていました。主人公の直江兼続のゆかりの地は、ここぞとばかりのぼりがたくさん立っていて、観光スポットに。主な舞台となる坂戸城跡には、「天地人 ロケ地」というのぼりもところどころに立っていました。「あ、ここはあのシーンが撮影されたところだろうな」と、映像を思い出しながら見て回りました。歴史をヒモ解きながらというよりは、完全にミーハーなロケ地めぐり状態。これからのドラマがより一層楽しみになって帰ってきました。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-31-7-201
TEL:0422-27-7774
FAX:0422-27-7775
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)